過疎法に基づく固定資産税の優遇制度に係る申請手続（フロー図）

事業者（申請者）	鹿屋市

①対象施設の操業開始後

■対象業種
- 製造業
- 旅館業（下宿営業を除く。）
- 農林水産物等販売業
- 情報サービス業等

■対象資産（一部制限有）
- 家屋
- 償却資産
- 土地

②申請

- 対象施設指定申請書（第１号様式）
- 事業概要書　　（第２号様式）
- 事業所敷地全体の平面図
  （家屋の位置と地番を確認できるもの）
- 定款
- 法人登記簿謄本（写し）
- 生産工程図
- 工事請負契約書（写し）※工事がある場合
- 売買契約書（写し）※売買がある場合
- 対象資産の領収書等（写し）

【補助金を受けた場合】
- 補助金の額が分かる書類（写し）

【土地が該当する場合】
- 地籍図等（写し）

【家屋が該当する場合】
- 対象家屋の平面図

【償却資産が該当する場合】
- 償却資産の配置図

【旅館業に供する施設を設置した場合】
- 旅館業営業許可書（写し）

※提出先　政策推進課産業立地推進室

③申請書の受理

④指定にかかる審査

特別措置適用対象施設指定書（第３号様式）

⑤指定書の受領

⑥課税の免除申請

期限：対象施設が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の１月 31 日まで

- 固定資産税課税免除申請書（第４号様式）
- 所得税、法人税の確定申告書（税務署の受理が分かるページのみ）又は納税証明書（写し）
  ※電子申告の場合は、税務署の受理メールの写し
- 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（別表 16）
- 特別償却の償却限度額の計算に関する付表
- 会社パンフレット
- 特別償却非適用の理由書
  ※割増償却の適用を受けなかった場合

※提出先　　税務課

⑦申請書の受理

事業者（申請者）	鹿屋市

⑧審査（※現地調査含む）

⑨課税の免除の決定

固定資産税課税免除等通知書

⑩通知書の受領

期限：提出事由が発生した日後 20 日以内

■各　種　届　出

（指定の日から最後の特別措置を受ける日まで）

区分	提出書類
対象施設指定関係書類の記載事項に変更があったとき	記載事項変更届（第６号様式）
指定対象施設の事業が承継されたとき	指定対象施設事業承継届（第７号様式）
指定対象施設の事業の廃止又は休止があったとき	指定対象施設事業廃（休）止届（第８号様式）

※提出先　政策推進課産業立地推進室

届 出 書 の 受 理

■その他

指定事業者が次のいずれかに該当したときは、対象施設の指定を取り消し、又は既に行った特別措置を取り消します。

○　適用要件等に該当しなくなったとき。

○　事業の廃止又は休止があったとき。

○　指定時の条件に違反したとき、又は市に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

○　特別措置を行うために必要な報告をしなかったとき。

○　その他事業の施行方法が不適切であると認められるとき。